

○周南市農業委員会委員全員協議会要綱

令和4年3月23日農委要綱第5号

周南市農業委員会委員全員協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する協議又は調整、委員会の委員（以下「委員」という。）への報告又は連絡及び委員間での意見交換を行うための委員全員協議会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(議事)

第2条 委員全員協議会の議事は、次のとおりとする。

- (1) 委員会の総会（以下「総会」という。）の議事に属さない事項に関すること。
- (2) 委員会の運営についての協議又は調整に関すること。
- (3) 委員への報告に関すること。
- (4) 委員への連絡に関すること。
- (5) 委員間での意見交換に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会の会長（以下「会長」という。）が必要と認めること。

(会議)

第3条 委員全員協議会には、委員、委員会の事務局（以下「事務局」という。）の職員及び会長が認めた者が出席する。

- 2 会長は、前項に規定する会長が認めた者に委員全員協議会での発言を許可することができる。
- 3 委員全員協議会は、委員会の定例総会（周南市農業委員会会議規則（平成17年周南市農業委員会規則第1号）第2条第2項に定める毎月1回招集する総会をいう。以下同じ。）の終了後に開催するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは委員全員協議会を開催することができる。
- 5 会長は、委員全員協議会の議長となる。

(総会との区別)

第4条 総会は、厳粛に議事を進行する場であるのに対して、委員全員協議会は、委

員同士が自由に意見を述べ合える場とする。

- 2 委員全員協議会は、出席した者の意見の交換を尊重すること、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

(意見交換)

第5条 第2条第5号に規定する委員間での意見交換は、次のとおりとする。

- (1) 委員の日常活動での疑問点、課題等を述べ合って水平展開すること。
- (2) 委員会の事務の改革又は改善に関すること。
- (3) その他自由に意見を述べ合って委員会の活性化へ資すること。

(推進委員との情報共有化)

第6条 委員会の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）との情報の共有化を図るため、委員全員協議会の終了後、委員全員協議会での協議又は調整の結果、委員への報告又は連絡及び委員間での意見交換の内容をまとめ、当日の配付資料とともに推進委員へ送付するものとする。

- 2 委員全員協議会が第3条第3項に定める定例総会後に開催されたものである場合は、定例総会の議案も併せて送付するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、総会の議案は推進委員へ送付するものとする。

(会議記録)

第7条 委員全員協議会での会議記録は、委員会の事務局（以下「事務局」という。）の職員が作成し事務局で保管する。

(庶務)

第8条 委員全員協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。